

7月11日(日) 広島県の「集中対策」が解除されました。

東京都に再度「緊急事態宣言」沖縄県の禁忌う事態宣言は解除。

7月12日時点の「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の対象地域は以下のとおりです。

- 緊急事態宣言 東京都・沖縄県（～8月22日）
- まん延防止等重点措置 埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府（～8月22日）
※北海道・愛知県・京都府・兵庫県・福岡県については解除されました。

● 広島県の状況

全県的に新規感染者が減少しており、「**ステージ2**」（感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階）となっています。

※7月9日現在

直近7日間の新規感染者/人口10万人	1.81人 (東広島市 10.57人)	療養者数/人口10万人	2.92人
病床のひっ迫具合	4.4%	直近7日間の感染経路不明割合	37.3%

◆ 広島県の対応方針（7月12日～）

【外出削減・職場への出勤等】

○基本的な感染防止の徹底】

- ・「3つの密」回避，マスク，手洗い（消毒），時差出勤，人と人との距離確保
- ・発熱時は外出を控え，積極ガードダイヤル
- ・Web会議，テレワークの積極的な活用 など

【イベントの開催】

○業種別ガイドライン遵守など感染対策

○参加人数は，(A)，(B)による人数のいずれか少ない方を限度

(A)収容率：大声の有/無 50%/100%

(B)人数上限：「5,000人」，「収容定員の50%（≦10,000人）」の大きい方

※営業時間の短縮（21時まで）の働きかけは解除

【営業時間の短縮等】

○業種別ガイドラインなど感染防止対策の徹底

○飲食店における感染防止対策（飛沫感染防止，手指消毒・換気の徹底）

【他地域との往来】

○緊急事態措置等が実施されている地域との往来は，最大限自粛。その他の感染拡大地域との往来は，慎重に判断

○これらの地域からの来訪者との面会する時も感染リスクを考慮して行動

※広島市，東広島市及び廿日市市との往来注意は，要請を解除

【飲食店の利用等】

○同居する家族以外での会食等は控える。

ただし、同居する家族以外での会食等において、飛沫感染防止対策等がとられている飲食店を利用する場合、居宅や屋外において飛沫感染防止対策等を徹底する場合は、その限りとしない。

○連絡先が不明な者との会食は避けること。

◆ 本永福社会の対応方針（7月12日～）

① 職員の対応（全サービス共通）

● 移動の制限

- ・ 海外への移動は当面禁止する。
- ・ 「緊急事態宣言」「感染症まん延防止重点措置」対象の都道府県への移動は原則禁止し、やむを得ず移動する場合は、事前に施設に報告するとともに、各自で感染予防対策をとること。
- ・ 直近1週間の新規感染者数6人/10万人以上の都道府県への移動についても最大限自粛し、やむを得ず移動する場合は、事前に施設に報告するとともに、各自で感染予防策を講じること
- ・ その他の都道府県及び県内の移動にも感染予防対策を徹底すること
- ・ 出勤制限等のルールについては、広島県の方針に従い、以下のとおりとする。

	感染拡大地域以外の 都道府県	新規感染者数6人 /10万人以上の 都道府県	緊急事態宣言・感染 症まん延防止重点措 置の都道府県	備 考
職員	勤務可 7日程度健康観察	4日間出勤停止 5から10日目も 健康観察	4日間出勤停止 5から10日目も健 康観察	家庭内での感染予 防策を、十分に講 じること
同居家族等	勤務可	勤務可 7日程度健康観察		

- ・ 上記の健康観察期間内に、体調変化がある場合は受診すること。

● 外部研修・会議

- ・ 期間中に「緊急事態宣言・感染症まん延防止重点措置の都道府県」「新規感染者数6人/10万人以上の都道府県」で開催される研修・会議への参加については、webでの参加を除いて原則禁止。やむを得ず出席する場合には、出勤制限等のルールに従う。出席する際には研修・会議中、移動中の感染防止対策に努めるとともに、各都道府県で実施されているアプリを積極的に活用すること

● 面会は7月12日から予約制で再開。オンライン面会は継続実施

● 在宅サービスの利用

- ・ ご利用者本人または同居の家族が「緊急事態宣言・感染症まん延防止重点措置の都道府県」「新規感染者数6人/10万人以上の都道府県」を訪問した場合は、帰ってから4日はサービス利用を控え、発熱等の疑わしい症状がないか、いつも以上に注意する。